

社説

駐米公使の歸國

我駐米公使星野氏は今度歸國を得て歸國するよし何故に歸國するかの病氣の爲めにも非ざれば又何か報告の爲めにも非ず本國の政況依然一變して世は民衆の世を爲りしのみならず政黨の間に於ては通船米外務大臣の專任問題ありて星野氏を候補者に推す者もなきに非ず夫れ是れは爲め歸國の如く強ひて歸國を求め歸國するなりと云ふ果して然らんにば不都合の舉動と云はざるを得ず平生無事の日ならば兎も角も今や米國の方面は頗る多事にして一日も公使の椅子を空うす可き時に非ず米布の合併新に於ける日本の既得権を宣する國政府は布哇に於ける日本の既得権を宣するふと云ふ可きと云ひたるよしなれども今後その布哇に對する政策如何に依ては自ら我田稼人の利害を動かす可きのみならず米の移民拒絶事件の如きも或は米政府との交渉と爲るものならん特に米西戦争の終局と共にフリンの處分は漸く喧しき問題と爲らんとするの色あり若しも米國が永久久これを占領せんとすれば列國の中に異議を唱ふるものある可きは明白にして放棄すれば獨逸の如きは代て其要地に割譲するものならん獨逸なり露國なり此地に割譲すれば各國の均勢を破る可きは勿論にして他の諸國は自らから監視するを得ず特に日本の如きは最も密接の關係あるものにして容赦せざらんと欲するも得べからざるに於て米國は其占領者として日本は一本米水の隣國として共にフリン問題の主眼者たる可き地位に立つ者なれば互に協議を要するものと云ふ可き此時に當て駐米公使が何の理由もなく只自家一身の都合の爲めに大切なる國事を餘所にして歸國するとは不都合にして外務省が其我儘なる請求を容れたるも亦不思議と云はざる可らず公使歸國の上は或は何か運動を試みるものならん一部の政黨員は外務大臣の候補者として推薦するものもある可し其運動は人々の勝手なれども當局者にして高一にも之が爲めに動かさるゝと云ふもあらんは政府の威信は到底立つ可らず各國に公使を置くは畢竟斯る場合に本國政府の耳目と爲り手足と爲りて活潑に運動せしめんが爲めのみならず一身の私事の爲めに國事を顧みず強ひて歸國したる其不祥の極と爲り大臣の椅子を與ふるが如きものであるに於ては政府は恰も一公使の爲めに弄ばるゝものにして自ら内外の輕重を窺ふ可らず星野氏或は外務大臣として選任なき可し然れども此際には任せて可きもののみならず其の不可なるを備へて歸國せしむれば兎も角も然らずんば直に其職を免じて時を待たざる可し其時或は斯の如くすれば一派の憲政黨員

は不平を抱て遂に政府に叛くのを恐るあらんかなれども二三黨員の不平を招きもする政府の威信を保つに若かず平民政治の要は黨員の振奮もすれば不取締に流るゝに在り寛にす可き所は大に寛にするに共に嚴にす可きは大に嚴にして以て黨派を防がざる可らず要するに米國方面の外交は今正に多事なり平生公使を廣くは斯る時にふを彼立たしめんが爲めなれば現任公使にして果して國事に不親切ならざれば已むを得ず處分して速に後任を派遣するを所望なれば政府の威信の爲めに我輩の敢て勸告する所なり

臺灣總督府法院條例の改正に就て

臺灣總督府法院條例の改正(改正條例は本紙別項に掲載あり)は新内閣が高野問題の消滅せしめんとする手段なりとて種々の非難を試むる向もあれども總督府に關係深き人の直話に據れば其の制定の精神大に之に異なる所あるを以て左に其の要領を記さん

明治三十一年度總督府經費の豫算は之を前年度豫算施行額に對照するに豫算部、臨時部を合せて三百六十四萬餘圓の減額なるものと既に世人の知る如くにして總督府は其の削減に應ずる爲め一面は收入の増進を圖ると同時に各行政各部の改革を節約するの手段を執り先般來行政各部の改革は繁文の弊を除き命令を一途に出でしめ兼て職務の復活を期したるは勿論なるも經費の削減は其の第一義たりしなり殊に法院に關する經費の如きは殆んど二分の一弱を削減するの方針に決定しあるを以て速に之を實行せざるべからず

臺灣總督府法院判官懲戒令

臺灣總督府評議會の議決を経たる臺灣總督府法院判官懲戒令を得て茲に之を發布す

臺灣總督府法院判官懲戒令

臺灣總督府法院判官懲戒令 第一條 臺灣總督府法院判官にして職務上の義務に違背したるとき又は官職上の威信を失ふべき所爲ありたるとき又は官職上の威信を損傷し得る可き行為を爲したるときは懲戒す

臺灣總督府法院判官懲戒令

臺灣總督府法院判官懲戒令 第二條 懲戒は左の如し 一 罷免 二 停職 三 警告 第四條 懲戒委員は各所犯の輕重に従ひ前條中何れの懲戒を適用すべきを定む

臺灣總督府法院判官懲戒令

臺灣總督府法院判官懲戒令 第五條 懲戒委員は委員長一人委員四人及豫備委員三人とす臺灣總督府法院判官の中に或る委員は臺灣總督府の命す 委員長は豫備委員長を以て之に充つ 委員長は豫備委員長を以て之に充つ 豫備委員は委員中事故あるときを以て委員を代理す

臺灣總督府法院判官懲戒令

臺灣總督府法院判官懲戒令 第六條 懲戒委員は委員中事故あるときを以て委員を代理す

臺灣總督府法院條例

臺灣總督府法院條例 第一條 臺灣總督府法院は臺灣總督府に附屬する法院として設けられしる

臺灣總督府法院判官懲戒令

臺灣總督府法院判官懲戒令 第一條 臺灣總督府法院判官にして職務上の義務に違背したるとき又は官職上の威信を失ふべき所爲ありたるとき又は官職上の威信を損傷し得る可き行為を爲したるときは懲戒す

臺灣總督府法院判官懲戒令

臺灣總督府法院判官懲戒令 第二條 懲戒は左の如し 一 罷免 二 停職 三 警告 第四條 懲戒委員は各所犯の輕重に従ひ前條中何れの懲戒を適用すべきを定む

臺灣總督府法院判官懲戒令

臺灣總督府法院判官懲戒令 第五條 懲戒委員は委員長一人委員四人及豫備委員三人とす臺灣總督府法院判官の中に或る委員は臺灣總督府の命す 委員長は豫備委員長を以て之に充つ 委員長は豫備委員長を以て之に充つ 豫備委員は委員中事故あるときを以て委員を代理す

臺灣總督府法院判官懲戒令

臺灣總督府法院判官懲戒令 第六條 懲戒委員は委員中事故あるときを以て委員を代理す

臺灣總督府法院判官懲戒令

臺灣總督府法院判官懲戒令 第七條 懲戒委員は委員中事故あるときを以て委員を代理す

臺灣總督府法院判官懲戒令

臺灣總督府法院判官懲戒令 第八條 懲戒委員は委員中事故あるときを以て委員を代理す

臺灣總督府法院判官懲戒令

臺灣總督府法院判官懲戒令 第九條 懲戒委員は委員中事故あるときを以て委員を代理す

臺灣總督府法院判官懲戒令

臺灣總督府法院判官懲戒令 第十條 懲戒委員は委員中事故あるときを以て委員を代理す

臺灣總督府法院判官懲戒令

臺灣總督府法院判官懲戒令 第十一條 懲戒委員は委員中事故あるときを以て委員を代理す

臺灣總督府法院判官懲戒令

臺灣總督府法院判官懲戒令 第十二條 懲戒委員は委員中事故あるときを以て委員を代理す

臺灣總督府法院判官懲戒令

臺灣總督府法院判官懲戒令 第十三條 懲戒委員は委員中事故あるときを以て委員を代理す

同職は明三日

同職は明三日 同職は明三日

朝鮮

朝鮮 朝鮮

賀陽宮

賀陽宮 賀陽宮

侍從出張

侍從出張 侍從出張

教授轉任

教授轉任 教授轉任

井上伯の

井上伯の 井上伯の

三浦代理

三浦代理 三浦代理

書記官任

書記官任 書記官任

伊東順四

伊東順四 伊東順四

岡山廣福

岡山廣福 岡山廣福

三浦代理

三浦代理 三浦代理

書記官任

書記官任 書記官任